

市町村への権限移譲について

1 これまでの取組

年度	市町村への権限移譲に係る主な取組
H12	「条例による事務処理の特例」制度の制定
H14	県道改良における「一括移譲方式（権限・財源・職員）」の試行（～H21）
H15	県道維持管理における「一括移譲方式（権限・財源・職員）」の試行（～H20）
H17	「県事務の市町村への移譲指針」策定
H18	移譲指針の改訂（移譲対象事務の拡大等）、「ポイント式一括移譲制度」の創設
H19	岩手県分権推進会議の設置、岩手県権限移譲等推進計画の策定（H19～H22）
H20	「岩手県権限移譲等推進計画」に基づく「権限移譲等推進プログラム」の策定（～H22）
H21	「権限移譲等推進プログラム」の一部修正

2 権限移譲の現状

18年度以降、市町村の積極的な取組や県における集中的な取組等に伴い、合併市町を中心に大幅に拡大。

【県における体制整備等】

- ① 振興局に権限移譲に係る市町村との協議窓口を整備
- ② 人的支援の拡充（職員交流の運用拡大、ポイント式一括移譲の創設^{※1}）
- ③ 事務処理交付金の充実（旅券交付端末機購入費用、農業会議出席旅費等）
- ④ 財政支援の充実（モデル市町村交付金、市町村総合補助金特別枠創設^{※2}）

※1 ポイント式一括移譲制度

事務の専門性、困難性、業務量を数値ポイント化し、移譲事務が分野別に10ポイントに達した場合、県職員の派遣を要請できる制度（派遣職員の人件費は県負担、～H22まで）

※2 市町村総合補助金特別枠

県単独補助金の特別枠として、権限移譲に伴う設備整備等の経費を補助。補助率1/2

【権限移譲の状況】

年度	移譲項目数	延べ事務数	項目数累計	延べ事務累計
18年度	303	435	494	3,646
19年度	977	3,499	1,161	7,142
20年度	987	2,975	1,395	10,069
21年度	539	1,288	1,439	11,215
22年度	526	1,170	1,482	12,228
23年度(見込)	136	145	1,484	12,373

※移譲項目数＝法令条項数、延べ事務数＝法令条項数×市町村数

3 平成23年度以降の基本的な取組方向

- (1) 市町村の意向を踏まえつつ、現在、提示している移譲対象事務を中心に、引き続き推進
- (2) 移譲事務の定着及び適正執行に向けた継続的な支援
- (3) 地域主権改革に対応した取組

① 市町村支援

ア 事務引継

地域主権改革により法定移譲される事務の事務引継について、これまで県が特例条例により実施していたものと同様に行い支援。

イ 事務定着

事務処理の手引き・マニュアルの提供、担当者説明会・研修会（実地、OJT）の開催や随時相談体制の構築、人事交流制度の活用等により、円滑な事務処理を支援。

② 事務処理特例条例の活用

現在、移譲対象としている事務であって、地域主権改革により、法定移譲となる予定の事務については、市町村の事務処理の習熟が早まること、住民サービスの向上が期待できること、事務処理交付金による財源措置があることなどのメリットがあることから、市町村から移譲希望がある場合は、法の制定を待たず、移譲を実施。

4 県の特例条例による権限移譲の進め方

(1) 権限移譲等推進計画等

法定移譲される事務について、市町村及び県では優先して対応する必要があること、また、義務付け・枠付けの見直しに伴い、基準等の条例制定の事務が生じること等から、当面、新たな推進計画及び年度別プログラムは策定しない。

(2) 権限移譲取組方針の提示

新たな推進計画及びプログラムは策定しないが、県民（住民）サービスの向上や地域における事務処理の効率化等の観点から、毎年度、県から取組方針及び移譲対象事務を提示し、市町村の意向を踏まえつつ権限移譲に取り組む。

《取組方針の例》

- 大綱で「市」までとされた事務であっても、特例条例を活用し、町村の希望に応じて移譲。
- 法定移譲される事務に付随する事務や、関連する条項（事務）を推奨。
- 振興局管内で一部の市町村への移譲に留まっている事務や、全県で既に多くの市町村へ移譲されている事務を引き続き推奨。

(3) 市町村との協議窓口

これまでのとおり、広域振興局を中心として市町村と検討・協議を進める。

岩手県事務処理特例条例と地域主権戦略大綱の比較(イメージ)

【事務処理特例条例】
移譲対象1,484条項

【地域主権戦略大綱】
移譲対象251条項

(以下、主なもの)

・屋外広告物法
・旅券法
等

大綱に掲載がない法令

・家庭用品品質表示法
5条項(11市町村へ)
等

【全部】

・家庭用品品質表示法
5条項(全市へ)
等

・地方自治法
第260条「町字区域の新設届出」
第9条「新たな土地の届出」
(26市町村へ)
・農地法
第3条「農地等の権利移動許可」(34
市町村へ)のほか、第4条「農地転用
許可(2ha以下)」(4市へ)など計20
条項
等

【一部】

地方自治法
第260条「」のみ
(全市町村へ)
・農地法
第3条「」のみ(全市町村へ)
等

・障害者自立支援法(育成医療)
受給者証の交付及び申請書等
の受理(経由事務)
(6市町村へ)
等

【事務拡大】

・障害者自立支援法(育成医療)
第54条「育成医療費の支給認定」
第58条「育成医療費の支給」
(全市町村へ)
等

大綱への対応が必要な部分

特例条例と大綱が一致している法令(132条項)

特例条例の対象に
なっていない法令
(119条項)

・社会福祉法(全ての市へ)
第31条「社会福祉法人の定款認可」
・老人福祉法(全ての市へ)
第15条「養護老人ホーム等の設置認可」
・道路法
第15条「県道の管理」(町村も可)
・景観法
第7条「景観行政団体事務」
(同意を要しない協議へ)
等